

7 監 第 141 号
令和7年8月27日

請求人 様

伊勢市監査委員 檜山 高知
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 中村 功

伊勢市職員措置請求書に基づく監査結果について（通知）

令和7年7月9日付け、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市
氏 名 請求人（6名）

2 請求書の提出日

令和7年7月9日

3 請求の内容

（1）請求書（「1. 請求の要旨 原文のまま」）

1-1. 令和6年7月17日、伊勢市長は神楽サロン有限公司（以下、神楽サロン社と言う。）と業務名「令和6年度観光庁補助事業『地域観光新発見事業』に係る観光コンテンツ造成事業」の契約を締結した。契約金額は1245万8400円であり、令和7年1月31日日本契約の履行は完了し、同年2月5日支出命令が決済されている。

1-2. 本事業の概要について、神楽サロン社が伊勢市に提出した「地域観光新発見事業報告書」（2025年1月31日、以下『報告書』と言う。）は「事業実施にあたっては、皇學館大学や市内事業者と連携し、日本固有の考え方やお伊勢さんの本質を学べる機会を旅行者に提供し、知的探求心の強い旅行者の誘客・周遊促進及び宿泊日数の増加を図ることができるようなコンテンツに取り組んだ。」としている。そして、神楽

サロン社の造成によるコンテンツに基づき、「伊勢で本物を」と題するモニターツアーが募集され旅行者に神道への理解を深める教育活動が行われた。ツアーは2回実施され、令和6年12月1日～2日に10名、同年12月12日～13日は9人が参加した。

1-3.「報告書」はモニターツアー参加者に提供したコンテンツについて、次のように記している。

(1) 神楽の体験学習コンテンツ

コンテンツ内容：装束着用（狩衣、千早）、神楽実践（浦安舞、朝日舞）

日本の精神文化の軸となる神道の考え方を知ることを目的とし、神楽の体験を通して、より伊勢神宮に対する理解を深められる体験を造成。（報告書7頁）

(2) 神道博物館の体験学習コンテンツ

コンテンツ内容：佐川記念神道博物館解説

伊勢神宮参拝を前提とした汎用的な神道の考え方の理解増進を目的とし、神道の祭典や御饌など、実物やレプリカの展示物を目にするすることで、より理解と実感を深めることができる体験を造成。（報告書7頁）

(3) 神饌の体験学習コンテンツ

コンテンツ内容：神饌の組み立て、神饌を運ぶ体験

伊勢神宮の御神楽や神社の祭典で献徹される神饌への理解を深めることを目的とし、自分で実践できる神道知識を身につけることができる体験を造成。（報告書8頁）

(4) 祝詞の体験学習コンテンツ

コンテンツ内容：祓詞の浄書、祓詞奏上体験

伊勢神宮の御神楽や神社の祭典で奏上される祓詞や祝詞の意味、理解を深めることを目的とし、自分で実践できる神道知識を身につけることができる体験を造成。（報告書8頁）

1-4. 前述3の通り報告書（1）（2）（3）（4）に記載されている事柄は神社神道の色彩が強く、特定の宗教である神道の教義やしきたりを広めることに繋がり、神社神道を促進、援助するものである。

伊勢市が神楽サロン社と委託契約を結び、履行、公金を支出した本ツアーはまぎれもなく神社神道への理解を深める教育活動であり、この行為は憲法第20条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。――（中略）――3国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」の規定に違反していることは明らかである。加えて第89条「公金その他の公の財産は、宗教上

の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」の規定に背く違法な財務会計行為である。

また、伊勢市職員が本件の業務遂行に伴う人件費への支出も憲法 20 条、89 条に違反する。

以上から「令和 6 年度観光庁補助事業『地域観光新発見事業』に係る観光コンテンツ造成事業」の契約を締結し、1245 万 8400 円の支払いを行ったこと、及び本件業務を遂行した伊勢市職員の人件費の支出は伊勢市財政に損害を与えたことは明白である。

1-5. 監査委員におかれては伊勢市長に対し支出命令の取り消し、公金の返還と是正の勧告を行うよう請求する。

4 請求の趣旨

伊勢市職員措置請求書に記載されている事項並びに請求人の陳述内容を勘案し、本件監査請求の趣旨を、次のとおりと理解した。

伊勢市（以下、「市」という。）が神楽サロン有限会社（以下、「受託者」という。）に委託した「令和 6 年度観光庁補助事業『地域観光新発見事業』に係る観光コンテンツ造成等業務委託」（以下、「本件事業」という。）は、その内容が特定の宗教である神道の教義やしきたりを広めることに繋がり、神社神道を促進、援助するものであるため、当該事業は憲法第 20 条及び 89 条の規定に反するものである。当該事業に係る委託料 12,458,400 円及び業務遂行に伴う人件費の違法な支出により、市財政に損害を与えたものであるため、市長に対し、その補填及び今後の業務の是正を求めるもの。

5 要件審査

本件監査請求は地方自治法第 242 条所定の要件を備えていると認め、令和 7 年 7 月 15 日付で受理することを決定した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項の決定

本件委託事業の内容が憲法第 20 条及び第 89 条に違反し、その委託料及び業務実施に係る職員給与の支出が違法または不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象とした。

2 請求人の陳述等

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年 7 月 31 日に請求人

に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。また、追加資料を受領した。

3 監査対象部局

産業観光部を監査対象部局とし、資料の提出を求め、令和7年8月5日に同部長を含む7名から聴取を行った。

第3 監査の結果

1 本件事業に係る事実関係の確認

(1) 契約概要について

ア 業務委託名：令和6年度観光庁補助事業「地域観光新発見事業」に係る観光コンテンツ造成等業務委託

イ 契約締結日：令和6年7月17日

ウ 委託期間：令和6年7月17日～令和7年1月31日

エ 契約先：神楽サロン有限公司

オ 委託金額：12,458,400円

カ 事業内容

(ア) 業務実施計画の作成

(イ) 観光コンテンツの企画・開発

a インタープリテーションツアーの造成

b 皇學館大学と連携した学習体験の造成

c お伊勢さんのおもてなし文化を感じる食コンテンツの開発

d 造成したコンテンツを含むモニターツアーの実施

(ウ) 市内で活動するインタープリターや学生のインタープリテーションにかかる人材育成

(エ) 情報発信及びプロモーション実施

(オ) 次年度以降の販売体制構築

(カ) 業務報告

(2) 契約手続きについて

本件事業に係る契約事務については、伊勢市契約規則及び伊勢市会計規則等、関連法令に基づき適正に行われていることを確認した。

(3) 主な経緯について

ア	令和6年4月17日	地域観光新発見事業公募申請
イ	令和6年5月30日	地域観光新発見事業採択決定
ウ	令和6年6月18日	市業務委託契約審査委員会承認決定
エ	令和6年6月19日	市業務委託施行伺い
オ	令和6年7月16日	地域観光新発見事業交付申請
カ	令和6年7月17日	地域観光新発見事業交付決定

- | | | |
|---|----------------|-----------------|
| キ | 令和6年7月17日 | 市業務委託契約締結 |
| ク | 令和6年9月20日 | 市業務委託契約変更協議 |
| ケ | 令和6年9月25日 | 地域観光新発見事業変更交付申請 |
| コ | 令和6年9月26日 | 地域観光新発見事業変更交付決定 |
| サ | 令和6年9月27日 | 市業務委託変更契約締結 |
| シ | 令和6年12月1日、2日 | モニターツアー（1回目）実施 |
| ス | 令和6年12月12日、13日 | モニターツアー（2回目）実施 |
| セ | 令和7年1月31日 | 市業務委託業務完了報告書受理 |
| ソ | 令和7年1月31日 | 市業務委託完了検査 |
| タ | 令和7年2月17日 | 市業務委託委託料支出 |
| チ | 令和7年2月26日 | 地域観光新発見事業実績報告 |
- (4) 事業報告書に記載された実施内容について
- ア インタープリテーションツアーの造成
 - 「食」「祭典」をテーマにした2つのツアーを造成
 - イ 皇學館大学と連携した学習体験の造成
 - 「神楽」「祝詞」「神饌」をテーマとし、皇學館大学内にて、教員や学生から学ぶ体験学習及び神道博物館でのガイド案内コンテンツの造成
 - ウ お伊勢さんのおもてなし文化を感じる食コンテンツの開発
 - 「直会」をテーマとした食コンテンツの開発と提供
 - エ 造成した観光コンテンツを含むモニターツアーの実施
 - 上記アからウを内容としたモニターツアーの実施。
 - 12月に2回に分けて実施し、計19名が参加。行程は、1日目に皇學館大学内での体験学習と神道博物館見学、2日目にインタープリターの案内による神宮参拝、神楽見学、神宮徴古館・神宮農業館見学等。
 - 参加者は、内容改善のため、原則、講評が得られる有識者や観光事業関係者とし、残り少数の空き枠については一般参加者を公募。
 - オ 市内で活動するインタープリターや学生のインタープリテーションにかかる人材育成
 - 申込者17名、本登録者13名。内容の統一化、均質化のための研修を実施。
 - カ 情報発信及びプロモーション実施
 - キ 次年度以降の販売体制構築
 - ク 事業全体の成果
 - (ア) 地域関係者とのコネクション並びに信頼関係の構築
 - (イ) 地域の人材育成・活躍の機会創出の可能性
 - (ウ) 具体的な販路の構築

(5) 委託料の支出先等について

インタープリター人材育成のための講演や指導に係る報酬は個人に対して支払われており、モニターツアー内の神楽奉納に係る初穂料等を含め、宗教法人に対する直接的な支払がないことを確認した。

(6) 地域観光新発見事業について

観光庁が、地方誘客に資する販売可能な観光コンテンツの造成を目的に実施した補助事業であり、市からは「お伊勢さんの本質を学び体験する産官学一体となった観光コンテンツ造成事業」として申請し、採択決定及び重点支援事業認定を受けている。

補助事業の実施主体は市、連携する団体として、皇學館大学、神宮司庁、受託者、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構及び公益社団法人伊勢市観光協会の記載がある。テーマ分類は、「歴史（神社仏閣・城、世界遺産・日本遺産）」「食・食文化」「祭り・伝統芸能」「地場産業・伝統工芸」「博物館・美術館・動植物園・水族館」の5分類となっている。

2 請求人の陳述内容（要旨）

令和7年7月31日に請求人から本件監査請求の要旨を補足する陳述を受け、次のとおり理解した。

- (1) 明らかに神道を体験させるための宗教的活動が含まれている。特定の宗教を広める事業に対して予算を支出することは憲法第20条と第89条に違反する。公の機関の目的が宗教的意義を持つのか考える場合、その行為の効果が宗教に対する援助・助長にならないよう常に慎重に考えなければいけない。
- (2) 直接、伊勢神宮など宗教団体に税金を使ったわけではないが、ツアーの目的は、神道を学び、体験し、伊勢神宮への参拝があるという、参加者が神道だけを学ぶ内容である。
- (3) 造成された4つのコンテンツ、神楽、神宮博物館、神饌及び祝詞の各体験学習コンテンツは全てが神道の体験を造成するものである。
- (4) 祝詞は正に宗教神道の中心的なものである。宗教行事を体験させることにより、参加者に神道を深く理解させ広めていく。また、この話を聞いて影響を受けた人へ広がり、どんどん神道が広がっていく。そういう意味で、正に助長、援助を行ったツアーと考える。
- (5) ツアーを実施したのは受託者であるが、市の事業として行われている以上、市が宗教教育を行ったということであり、憲法第20条第3項の規定に違反する。
- (6) 令和7年度の事業については取りやめてもらいたい。
- (7) 支出先、支出額や内訳など、資料を詳細に確認してもらいたい。

3 担当部署の聴取内容（要旨）

令和7年8月5日に産業観光部に聴取を行った。その概要は次のとおりである。

（1）事業目的について

本件事業は、市の観光資源を活用し、宿泊率向上やインバウンド対応を図るため、伊勢地域に根付く歴史・文化の理解を深める観光コンテンツの整備とインタープリテーション（相手の歴史的・文化的背景を考慮して解説を行うこと）が可能な人材の育成を産官学連携で構築することを主な目的としている。

前提は、神宮を中心に栄えた伊勢の歴史文化、食文化であり、宗教的信仰を促すものではなく、歴史や文化を生かして、観光コンテンツの発掘を目的として造成したものである。また、滞在時間が短いという課題に対して滞在時間を延伸して経済効果をあげていくことを目的としている。

（2）政教分離に関する協議について

政教分離について憲法等に抵触することのないよう事業を進めることは一般的な事項として認識しており、改めて市内部での協議は行っていない。

法令遵守は前提であり、委託仕様書には法令遵守を記載している。インタープリテーションの観点からも、神楽などを強制することがないよう、信教の自由を阻害することのないよう配慮しており、実際になかったと認識している。

（3）政教分離に反しないと考えた理由について

本件事業は、宗教的信仰を促すものではなく、文化的体験として構成するものであり、法令等を遵守することを委託業務の仕様書へ記載している。

その上で、国内有数の観光地として古くから栄え、多くの神宮参拝者や観光客を受け入れてきた伊勢地域に根付く歴史・文化的価値や自然との共生を象徴する伝統的思想の物語性を生かし、知的欲求を深掘りすることを示唆した本物志向のコンテンツであることを旅行者へ訴求し、来訪者特性に合わせた観光消費額拡大の機会とするためのものである。また、「神楽」「祝詞」「神饌」といった要素については、国内各地域に残る伝統的で文化的価値をもつ民俗行事・民俗芸能・年中行事の一環でありながら、皇学館大学生が学習する内容でもあり、大学と協働しながら付加価値を高め、学習体験型の商品として磨き上げできるものと考え取り入れたものである。

祝詞や神饌も含めて、日本各地の民族芸能、年中行事の一環であると位置づけており、衣装や備品は大学内で調達可能なものを、一時的に使

用して実施しているもので、宗教的儀式の再現ではなく、文化的芸能の再構築である。

また、博物館のインタープリテーションについても、実物、レプリカ等の展示物は文化的価値の高いものと判断しており、展示物に対する説明や参加者からの意見について宗教団体ではなく、インタープリターや学生が対応し、知識を深めるものとして実施している。

ア モニーツアー旅行企画・実施主体

モニーツアー募集の段階で旅行業法に基づいた旅行企画・実施であることを明記し、皇學館大学における神道体験・神具博物館等の体験についてツアー行程に組み入れていることも募集チラシ等で明示しており、あくまで観光コンテンツのモニタリングのためのモニーツアーの一環として各コンテンツを実施していることは明確である。

イ 伝統文化を主目的としたインタープリテーションによるツアー

企画協議段階からインタープリテーションにより伝統・文化的な付加価値を高めるツアー・コンテンツを造成することを関係者と共有しており、宗教への勧誘・布教を目的としたものではないことは共通の認識をもって対応している。

ウ 学習型体験コンテンツサービスとして造成していることが明確

神楽等の体験は宗教施設内ではなく皇学館大学施設内で実施しており、「神楽」「祝詞」「神饌」などのテーマについても日本各地の民俗芸能や年中行事の一環として歴史的・文化的価値のあるテーマとして取り扱っている。また、準備物（体験時の衣装や備品等）についても学内で通常使用されている賃借可能な施設、物品等で一時的な体験サービスを提供しており、観光コンテンツとしての体験であり宗教的儀式の再現ではなく文化的体験としての再構築であることは明確である。

エ 博物館等における神饌等を含むインタープリテーション

神道博物館等において神饌に関する展示を含め、祭具の実物やレプリカ、橋の一部などが展示されており、博物館で所蔵されている展示物については文化的価値が高いものと判断し案内付きで説明を試みたものである。また、宗教団体ではなくインタープリターや皇学館大学の先生や学生による展示物に関連した歴史・文化解説と、参加者からの質疑に対する対応を実施しており、知識を深める歴史文化学習型のコンテンツとして磨き上げたものである。

(4) 委託事業について

本件事業は、伊勢で承継されてきた歴史文化や自然循環の中で生きる自然との共生への価値観を知ることがを目的としており、神宮のみに限ったコンテンツを造成するという意図はない。今後、取り組みの過程で魅力ある観光資源の掘り起こし等により商品価値が向上し、販売促進に繋

がると判断できる場合、他の観光資源への拡大について検討したい。

(5) 参加者について

有識者に声かけしたほか、公募も行った。一般的にモニターツアーの実施事業では、有識者や情報発信に優れた人を招き、一般参加者だけではないという認識である。なお、定員を20名とし、定員に達した時点で応募を中止した。

(6) 今回の事業の成果について

モニターツアー時のアンケートでも高評価を得られており、宿泊を伴う周遊促進・体験型観光コンテンツとしての商品価値は高いと考えている。また、大学施設を活用するという観光資源としての発見や学生やガイド等の観光に関わる観光人材の発掘の視点から一定の成果があったと考えている。造成したコンテンツは宗教的信仰を促す意図はなく、宗教的中立性を保ちつつ文化資源として紹介しているものであり特定の宗教の支援に繋がるという誤解を与えないよう、相手の歴史的・文化的背景を考慮して解説を行うことを中心としたコンテンツの磨き上げを行うとともに、社会通念に照らして問題が生じないように、適切に運用していく。

4 監査委員の判断

(1) 政教分離原則と憲法第20条及び第89条により禁止される行為について

憲法は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」(20条1項前段)とし、また、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」(同条2項)として、いわゆる狭義の信教の自由を保障する規定を設ける一方、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」(同条1項後段)、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」(同条3項)とし、更に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」(89条)として、いわゆる政教分離原則に基づく諸規定(以下「政教分離規定」という。)を設けている。

政教分離規定に関する判断は、最高裁昭和52年7月13日大法廷判決(いわゆる津地鎮祭事件)をはじめ、数次にわたり、同様の見解に基づき示されているところであり、最高裁平成9年4月2日大法廷判決(いわゆる愛媛玉串料事件)では次のように判示されている。

「一般に、政教分離原則とは、国家(地方公共団体を含む。以下同じ。)は宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされているところ、国家と宗教との関

係には、それぞれの国の歴史的・社会的条件によって異なるものがある。我が国では、大日本帝国憲法に信教の自由を保障する規定（二八条）を設けていたものの、その保障は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という同条自体の制限を伴っていたばかりでなく、国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、ときとして、それに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対し厳しい迫害が加えられた等のこともあって、同憲法の下における信教の自由の保障は不完全なものであることを免れなかった。憲法は、明治維新以降国家と神道が密接に結び付き前記のような種々の弊害を生じたことにかんがみ、新たに信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けるに至ったのである。元来、我が国においては、各種の宗教が多元的、重層的に発達、併存してきているのであって、このような宗教事情の下で信教の自由を確実に実現するためには、単に信教の自由を無条件に保障するのみでは足りず、国家といかなる宗教との結び付きをも排除するため、政教分離規定を設ける必要性が大であった。これらの点にかんがみると、憲法は、政教分離規定を設けるに当たり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたものと解すべきである。

しかしながら、元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。

そして、国家が社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するに当たって、宗教とのかかわり合いを生ずることを免れることはできないから、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、実際上不可能に近いものといわなければならない。さらにまた、政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れない。これらの点にかんがみると、政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離にもおのずから一定の限界があることを免れず、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は實際上宗教とある程度のかかわり合いを持たざるを得ないことを前提とした上で、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが問題とならざるを得ないのである。前記のような見地から考えると、憲法の政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわ

り合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらし行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。

上記の政教分離原則の意義に照らすと、憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが上記の相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が上記の宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。

憲法 89 条が禁止している公金その他の公の財産を宗教上の組織又は団体の使用、便益又は維持のために支出すること又はその利用に供することというのも、上記の政教分離原則の意義に照らして、公金支出行為等における国家と宗教とのかかわり合いが上記の相当とされる限度を超えるものをいうものと解すべきであり、これに該当するかどうかを検討するに当たっては、上記と同様の基準によって判断しなければならない。」

以上のような見解に照らせば、地方公共団体は、宗教との完全な分離を理想とし、非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとする憲法の政教分離原則の理念を尊重し、宗教的に中立であることを要求されるものではあるが、宗教とのかかわり合いを持つことが全く許されないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらし行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきであり、この基準により判断することとなる。

(2) 事業の目的について

本件事業は、地方誘客に資する販売可能な観光コンテンツの造成を目的とした観光庁の地域観光新発見事業の補助を受け、市の観光誘客促進及びインバウンド誘客増進と市の観光における課題である宿泊者割合の向上を目指して、産官学連携で実施されたものである。

また、業務委託仕様書においても、「インバウンドの認知度や旅行者の宿泊者割合が低いため、適切な情報発信や宿泊を伴う『コト消費』の充実が急務である。」とし、業務内容には「市内に存在する歴史・文化の発

信の拠点である施設等を活用し、インタープリテーションツアーを造成すること」「お伊勢参りにて旅行者を受け入れてきた食文化を感じることができる食コンテンツを開発すること」「本事業で造成した観光コンテンツを含む、宿泊を伴ったモニターツアーを実施し、アンケート調査・分析を行い、コンテンツの磨き上げを行うこと」などとある。

上記を考慮すると、神宮が持つ歴史的文化的な価値と観光資源としての側面に着目し、活用することによる市の観光における課題解決などを目的としたもので、特定の宗教である神道の援助、支援などを行う意図はないと考えられることから、本件事業の目的に宗教的な意義があるとは認められない。

(3) 本件事業の内容及び効果について

ア 寺社仏閣の歴史的文化的価値と観光資源としての活用について

本件事業で実施された内容は、第3監査の結果1(4)で記載したとおりである。

請求人は、ツアーの内容が神道の学びや体験に偏っており、神宮参拝を含む神道中心の内容となっていること、事業報告書にあるツアーで提供された神楽、神宮博物館、祝詞及び神饌の各体験学習の4つのコンテンツ全てが神道の体験を造成するものであることから、特定の宗教を促進、援助するものであり、政教分離規定に違反すると主張する。

事業報告書を確認すると、本件事業において造成されたコンテンツには、神道における宗教的儀式や主に神道関連の展示を行う博物館の見学等が内容として含まれている。

しかしながら、本件事業は、(2)事業の目的についてでも述べたとおり、市観光における課題である宿泊者割合向上のための「コト消費」の充実やインバウンドの獲得などによる観光振興を目的としたものであり、そのため滞在時間が長くなる体験型コンテンツ造成などを内容としたものである。自治体が寺社仏閣を観光資源として活用することは日本各地において一般的なことであり、このことを鑑みれば、市が、共に発展してきた神宮が持つ歴史的文化的価値と観光資源としての側面に着目し、活用したことは妥当なものと認められる。また、その上で、より事業効果が高まることを期待して、市内で非常に多くの観光客が訪れる神宮をはじめとしたコンテンツ造成を行ったことは理解できるものである。

イ 事業内容に関する検討について

実際に行われた内容について見てみると、神楽、祝詞及び神饌については、本来、宗教的儀式であり、事業報告書には請求人が主張するとおりの記載がなされている。

しかしながら、本件事業の中で行われた体験学習は、神宮内において神職によって行われたものではなく、市内大学の練習場において教員及

び学生を講師として行われており、宗教的要素というよりは、伝統的文化的芸能等の側面の要素が強いと考えられる。また、学生が指導を行うことによる社会教育活動の一環とも捉えることができ、本件事業の目的のひとつとも合致する。

また、神道博物館、神宮徴古館及び農業館の見学については、絵画、太刀及び天球儀などの歴史的文化的工芸品や農林水産関係の器具などの展示があり、市や周辺地域の歴史文化など、神道だけでなく広範に学べるものと認められる。

なお、モニターツアーの中で、神宮における神楽奉納が行われているが、これは歴史的文化的芸能として体験学習した内容を確認するためのものと考えられる。そのほか、神宮参拝が行われていることについても、請求人は宗教的行為と主張するが、年間 750 万人もの観光客が訪れている国内有数の観光地であり、歴史的文化的な側面に魅力を感じた外国人や他の宗教を信仰する人が観光を目的として訪れていることは事実であり、世俗的な行為として認識されているものと考えられる。

ウ 宗教的評価について

他市において実施された類似事業のアンケートにおいては、日本人だけでなく外国人参加者においても、神楽が歴史的文化的芸能と捉えられ、日本や地域の歴史文化に感銘を受けた様子がうかがえる。

また、宗教とかかわり合いをもった行事であっても、日本各地で伝統的に行われ、多くの観光客が観覧ないし参加するものも多く、歴史的文化的な観光行事としての側面も強く併せ持つことが見て取れる。加えて、神楽が多くの自治体において無形文化財として登録されているほか、ユネスコ無形文化遺産に登録されるなどの事例もあることなどを考慮すると、観光で訪れる参加者にとっては、歴史的文化的価値のある観光資源として評価され、認識されているものと推察する。

5 結論

本件事業の目的は、あくまで観光振興を目的として実施されたものであり、その内容に宗教性のあるものが含まれていたとしても、その効果は宗教とは無関係な目的の実現に伴う間接的、付随的なものに留まっていると考えられる。

憲法の政教分離原則の理念に照らし、より慎重に対処する余地がなかったとは言えないものの、本件事業が、その目的や内容、その性質に照らし、特定の宗教を援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為に当たるとは認められず、本件事業によってもたらされる市と神道とのかかわり合いが社会的、文化的諸条件に照らし、相当とされる限度を超えるものとは認められない。よって、本件事業が憲法において禁止される宗教的活動

に該当するものとは認められない。

また、委託料の支出については、予算、契約及び支出の手続きが関連法令に基づいて適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。加えて、職員給与についても関係法令に基づき適正に支出されており、違法又は不当な点は認められない。

以上から、本件監査請求は棄却する。

第4 意見

本件監査請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、次のとおり意見を述べる。

- 1 本件事業の実施にあたっては、特定の宗教の援助等の趣旨を帯びているとの疑念を抱かれることのないよう、通常以上の注意が払われるべきものであったと考える。表現に関する配慮等、今後の事業の実施にあたっては、厳重に注意を払うよう努めていただきたい。
- 2 時間的な制約が厳しい中、より事業効果が高まることを期待して、市内で非常に多くの観光客が訪れる神宮をはじめとしたコンテンツを造成したことは理解できる。一方で、市内には、神宮ほどには広く知られていなくとも、歴史ある魅力的な観光地があるのも事実である。そういった場所を伊勢の歴史や文化とのつながりをもって紹介するなど、他のコンテンツの掘り起こしのようなことも出来たのではないかと考える。今後の観光振興事業の実施にあたって一考いただきたい。
- 3 請求要旨には含まれていない事項であるが、請求人陳述において主張があったため意見として申し添える。
請求人は、補助事業と同様の確認を行うよう主張していたが、補助事業は、地方自治法上、公益上必要がある場合において認められているものであり、目的や用途について、領収書を含め厳正に確認しているものである。一方、委託事業は、市が目的をもって行う事業について、専門性や効率性等に優れる民間事業者任せのものであるため、その進め方の主導権は事業者にあり、事業の完了確認も補助事業とは異なるものであって、本件事業の履行確認は適切に行われたものと認められる。